

事 務 連 絡  
令和7年2月14日

市内障害福祉サービス等事業所管理者 様

春日部市障がい者支援課長

令和6年度春日部市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援助成金  
交付事業の実施について（通知）

日頃より、本市の障害者福祉行政の推進につきまして、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、春日部市では、原油価格や物価高騰の影響による光熱費等の負担を軽減し、障害福祉サービス等事業所の安定的かつ継続的なサービスの提供を支援するため、市内で事業所を運営している法人に対して、下記のとおり助成金を交付することといたしました。

つきましては、別添の要綱及び交付対象者、対象サービス事業所等を御確認いただき、助成金の活用を希望される場合は、法人において対象事業所を取りまとめのうえ、期日までに交付申請をしてください。

なお、法人のいずれかの事業所にお送りしておりますので、受け取った事業所におかれましては、法人及び法人内の市内他事業所への連絡をお願いいたします。

記

1 交付対象者

春日部市内の障害福祉サービス等事業所のうち、令和7年2月1日現在において事業所の指定又は春日部市の登録を受けており、令和7年4月30日までサービスを提供する事業所を運営する法人に対して一定額を交付します。ただし、次の事業所は対象から除くものとします。

- (1) 申請日時点において、休止または廃止している事業所
- (2) 令和6年4月以降にサービス提供の実績のない事業所
- (3) 春日部市介護サービス事業所等物価高騰対策助成金の対象事業所

## 2 助成金の交付額

助成金の交付は1法人につき1回限りとし、次の区分ごとにサービス種別に応じたそれぞれの額の合計額を交付します。

区 分	サービス種別	助成金額
訪問・相談系サービス事業所	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 就労定着支援（同一建物内で就労移行支援を実施している場合は除く。） 居宅訪問型児童発達支援（同一建物内で児童発達支援又は放課後等デイサービスを実施している場合は除く。） 保育所等訪問支援（同一建物内で児童発達支援又は放課後等デイサービスを実施している場合は除く。） 計画相談支援 障害児相談支援 地域移行支援 地域定着支援	1事業所当たり1万5千円  ※ 1事業所で複数のサービスを実施している場合は、いずれか1サービスのみを対象とする。
通所系サービス事業所	生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型	（食事提供加算がない場合） 1事業所当たり3万円  （食事提供加算がある場合） 1事業所当たり6万円  ※ 多機能型事業所の場合は、いずれか1サービスのみを対象とする。

	地域活動支援センター	1 事業所当たり 3 万円
	児童発達支援センター	(食事提供加算がない場合) 1 事業所当たり 1 万 5 千円
		(食事提供加算がある場合) 1 事業所当たり 4 万 5 千円  ※ 多機能型事業所の場合は、いずれか 1 サービスのみを対象とする。
	児童発達支援 放課後等デイサービス	1 事業所当たり 1 万 5 千円  ※ 多機能型事業所の場合は、いずれか 1 サービスのみを対象とする。
居住・宿泊系サービス事業所	共同生活援助	1 住居当たり 3 万円
	短期入所（空床型を除く）	1 事業所当たり 3 万円

注意

- (1) 同じ建物で障害児通所系サービスと障害者通所系サービスを行っている多機能型事業所においては、それぞれを対象とする。
- (2) 共同生活援助（日中サービス支援型）の事業所に併設された短期入所は対象外とする。
- (3) 共同生活援助のサテライト型住居については、本体住居のみを対象とする。

### 3 申請方法

助成金の交付を受けようとする法人は、次の書類を持参又は郵送（記名押印の必要な書類があるため、メールでの提出は受け付けません。）により提出してください。

なお、申請者は法人代表であり、振込指定口座は必ず法人の口座（個人名の口座は不可）を指定してください。

- (1) 令和6年度春日部市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援助成金交付申請書兼請求書
- (2) 対象事業所等内訳書（別紙1）
- (3) 誓約書・同意書（別紙2）
- (4) 助成金の振込口座が分かる通帳の写し（通帳の表紙ではなく、表紙裏面の「金融機関の名称、口座番号、名義人」が記載されている見開きページの写し）
  - ※ 振込指定口座がゆうちょ銀行の場合、通帳の見開きページの下部にある「他の金融機関からの振込用の店番、口座番号を記入してください。」
  - ※ 申請書を郵送する場合は、封筒に「物価高騰支援申請書在中」と朱書きしてください。

### 4 提出先

〒344-8577

埼玉県春日部市中央7丁目2番地1

春日部市福祉部 障がい者支援課 障がい者支援担当（春日部市役所2階）

### 5 提出期限

令和7年4月30日（水）まで（必着）

※ 提出期限を過ぎた申請は受け付けません。

### 6 助成金の振込み

申請書兼請求書の受理後、申請内容を審査して交付の可否を決定し、申請者に交付決定通知書を送付の上、申請書兼請求書に記載の口座に振り込み予定です。

#### 【問い合わせ】

春日部市福祉部 障がい者支援課 障がい者支援担当

TEL 048-736-1131 内線 2799

Eメールアドレス [shogai@city.kasukabe.lg.jp](mailto:shogai@city.kasukabe.lg.jp)